

## 千葉県高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）検討委員会設置要綱

### （設置）

第1条 本市は、千葉県高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）（以下「高齢者保健福祉推進計画」という。）の策定を円滑に推進するため、千葉県高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）検討委員会（以下「計画検討委員会」という。）を置く。

### （所掌事務）

第2条 計画検討委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 高齢者保健福祉推進計画の策定に関する事項。
- (2) その他高齢者保健福祉推進計画の策定に関し必要があると認められる事項。

### （組織）

第3条 計画検討委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 計画検討委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、高齢障害部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、計画検討委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### （会議）

第4条 計画検討委員会の会議は、委員長が、高齢者保健福祉推進計画を策定する年度において必要とされる時期に招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、検討内容に応じて委員を指名し、出席させることができる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席並びに意見を求めることができる。

### （計画策定班）

第5条 高齢者保健福祉推進計画に関する必要な事項を協議するため、計画検討委員会に計画策定班を置く。

- 2 計画策定班の班長及び班員は、委員長の指名する者をもって組織する。

### （庶務）

第6条 計画検討委員会の庶務は、保健福祉局高齢障害部高齢福祉課において処理する。

### （補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、計画検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月16日から施行する。

別表

	職	職 名
1	委員長	高齢障害部長
2	委 員	策定年度に「高齢者・介護」を担当する 区保健福祉センターの所長
3	委 員	保健福祉総務課長
4	委 員	地域福祉課長
5	委 員	地域包括ケア推進課長
6	委 員	健康推進課長
7	委 員	健康支援課長
8	委 員	健康保険課長
9	委 員	高齢福祉課長
10	委 員	介護保険管理課長
11	委 員	介護保険事業課長
12	委 員	危機管理課長
13	委 員	市民自治推進課長
14	委 員	住宅政策課長